

冷蔵庫用脱臭・消臭剤品質表示実施要領

1 表示すべき商品

冷蔵庫用脱臭・消臭剤

2 適用範囲

ここでいう「冷蔵庫用脱臭・消臭剤」とは、冷蔵庫(冷凍庫も含む。以下おなじ。)内に据え置き、臭気を除去する効果を有する製品をいい、業務用であっても、一般消費者が購入しうる状態に置かれているものは対象となる。

なお、冷蔵庫以外の臭気の除去を目的とする製品であっても、冷蔵庫にも使える旨の表示がある場合は対象となる。

3 表示すべき事項

- (1) 成分
- (2) 有効期間
- (3) 使用上の注意
- (4) 事業者の氏名又は名称・住所及び電話番号

4 表示の方法等

(1) 成分

脱臭・消臭効果のある成分(防菌効果のある成分及び芳香成分を含む。)を物質名で表示するが、成分の特定が化学的に不可能な場合は、総称名で表示することとし、化学記号及び用途名は用いない。

(物質名の例) 活性炭、二酸化塩素、ゼオライト……

(総称名の例) 植物精油、セラミックス……

(2) 有効期間

ア 使用開始後、製品としての性能を有すると事業者が認める有効期間を、月又は年の単位で表示すること。

なお、製品が複数の成分からなり、それぞれが別個の容器に入っているものについては、有効期間の短い方を表示すること。

イ 取り替え時の目安を表示する場合は、消費者に分かりやすいように表示すること。

(アの表示例) 有効期間 使用開始後 約○か月(年)

有効期間 開封後 約○か月(年)

(3) 使用上の注意

ア 使用上の注意は、事業者が製品ごとに消費者に分かりやすいように表示すること。

イ 事業者が認める冷蔵庫の大きさに応じた使用上の目安を表示すること。

(イの表示例) 小型冷蔵庫用(○○ℓまで)

(4) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示すること。

事業者は、事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示すること。

ここでいう事業者とは、自己の責任において表示すべき事項を表示する事業者をいう。

表示する事業者とは、製造業者、発売元、卸売業者及び小売業者等であり、すべて当該製品を消費者に供給する事業者として表示義務を負っている。

しかし、一般的には、製造業者がその製品に所定の表示を行うことが望ましい。

また、製造業者と発売元というように複数の事業者名を表示した場合は、それぞれ事業者が表示事項に対する責任を負う。

なお、(4)の見出しは省略することができる。

(5) 表示場所

表示すべき事項は、最少販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい箇所に見やすいように表示すること。

ただし、容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札に表示することができる。

なお、表示すべき事項のうち、(1)から(3)までの事項は、一括してわくで囲んで表示すること。

(6) 文字の大きさ

表示に用いる文字は、見出しについては日本産業規格Z8305(活字の基準寸法)に規定する8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさによること。

ただし、前記活字の大きさを使用することが困難なものにあつては、見出しについては6ポイントの活字以上、本文については5ポイントの活字以上の大きさによることができる。

(7) 配色

表示に用いる文字は、地色と対照的な色で表示することとし、全体的なデザイン等に関しても十分留意して色の選定をする必要がある。できれば、表示部分を白色でベタ刷りして、黒又は濃色のインクを用いて表示することが望ましい。

5 実施年月日

昭和 61 年 2 月 1 日以後に製造されたものから実施する。

令和元年7月1日一部改正